

震災廃棄物受け入れ(広域処理)に関する公開質問状への回答

1. 阪神淡路大震災以前から、産業廃棄物も一般廃棄物も「持ち込まない・持ち込ませない」の域内処理を自治体に行政指導してきた政府が、なぜ急に方針を変え「広域処理」を打ち出したのでしょうか。

2012年1月30日、横浜市中区の神奈川県庁本庁舎で、黒岩神奈川県知事が、県民と話し合う「対話の広場」が開かれました。その質疑応答のなかで、市民から次のような質問がありました。「先ず根拠法を教えてください。実際は、根拠法はないのではないかと考えているのですが。というのは、瓦礫特措法には市町村の瓦礫焼却など書かれていない。それに100ベクレルなら汚染物とはみなさないというのは、原子力規正法に定められた数値で、放射能が一般環境中に出てくると想定されていないから、この数値を今回の瓦礫焼却に当てはめるのは不相当です。」これに対して、黒岩神奈川県知事は、「法的根拠については、環境省から答えてもらいます。」と言い、環境省は「今回の災害廃棄物の広域処理は、根拠法はありません。100ベクレルが原子力規正法のクリアランスレベルだということはその通りで、今回のような事態を想定していなかった。瓦礫特別措置法は、昨年国会で新たな事態が起きたということで作られたものだが、今回のような広域処理は、措置法の対象になっていません」と答えています。

- 質問1 これまで、政府が「廃棄物の処理は域内で」としていたことを突然「広域処理」に変えたことについて、知事はどのようにお考えになりますか。お答えください。

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）第5条の2第1項の規定に基づき、わが国における廃棄物の適正な処理等に関する基本方針（「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成22年12月環境省告示第130号））を定めております。

この方針においては、大規模な地震や水害等の災害時に発生する大量のがれき等を処理するため、『平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場等を整備していくことが重要』であるとされており、東日本大震災以前から広域処理について示されているところです。

- 質問2 環境省の上記の発言は、災害廃棄物の「広域処理」は、その根拠になる法律のない違法事業であることを認めたこととなります。「広域処理」は、憲法第92条の地方自治の基本原則に反するという事です。日本は「法治国家」であり、憲法が最高法規です。第99条(憲法尊重擁護の義務)には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定められています。憲法を尊重・擁護する立場にある知事は、この違反の事業を止めるのが当然であると考えますが、それでも